

あさひ学園オレンジ校 父母の会内規

オレンジ校父母の会

あさひ学園オレンジ校は、「父母の会会則」および「父母の会全校申し合わせ」の実施にあたり、下記を「オレンジ校父母の会内規」とし、会の運営にあたる。

1. 会員について

- (1) 会員は、オレンジ校父母の会が実施する活動および学校行事に参加・協力する。
- (2) 当番活動免除規定は、各年度の役員の話し合いにより決定される。
- (3) 当番会員の交通費は、請求に応じ規定「役員についての(8)」に準じて支給される。
- (4) 会員が諮問会議の委員に任命された場合の当番活動は、役員経験者の規定に準じる。…全文削除。諮問会議は2004年に存在が消滅している。
- (5) 会員は父母の会会員総会に出席する。ただし、会員の投票権は1家庭1票とする。尚、会員が会員の義務「あさひ学園父母の会会則、第三章、第2条(2)に基づく」を怠り、会員総会に委任状も提出しない場合、該当年度あるいは次年度に父母の会当番活動を数回追加して行なう。実施方法および回数は、該当年度役員が決定し通知される。
- (6) 会員は、住所・電話番号の変更および長期欠席(夏休みの一時帰国など)の届けを父母の会宛てに行う。

2. 役員について

- (1) オレンジ校父母の会は、下記の役員を選出する。ただし、書記は他役員の兼務とする。 会長、副会長、会計、図書、安全、広報、催し物
- (2) 新年度の役員を選出方法は公募とし、不足及び補欠は公開抽選とする。役員選出の方法は、別途定める「父母の会役員選出方法」によるものとする。
- (3) 新年度の役員は、3月1週目までに選出され、会員総会の承認を受ける。
- (4) 会長は、年度初頭と年度末に定例会員総会を開く。年度初頭会員総会では新年度の年間活動計画の承認及び、前年度決算・新年度予算他の承認を受ける。年度末総会では次年度役員他の承認を受ける。
- (5) 役員が任期内に欠員した場合の後任者は、公募により任期中の役員が決定し、会員に報告する。
- (6) 役員経験者とあさひ学園理事長経験者は、当番活動・学級幹事活動などの父母の会活動がすべて免除される。ただし、再任は妨げない。
- (7) 任期途中退任の役員は、役員経験者とみなさない。ただし、退任理由によって考慮される。
- (8) 当番役員の交通費は、6回目以降の活動日数につき、定額または通学片道分のマイル数でガソリン代を支給する。ガソリン代支給額を補足1に示す。
- (9) (8)を除き活動にかかる交通費等は、請求に応じて支給する。
- (10) 電話代は年間5ドル自己負担とし、請求に応じて支給する。ただし、一回の通話時間はなるべく20分以内とする。
- (11) 親子サークル活動は、催し物役員がリーダーとなって活動する。

- (12) 父母の会室のための水当番を廃止し、原則として飲料水の購入は父母の会役員が分担しておこなう。
- (13) 役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとする。

3. 学級幹事について

- (1) 学級幹事は、各学級2名とする。
- (2) 学級幹事は、幹事総会および必要に応じて開かれる臨時幹事総会に出席する。幹事総会開催日は、各年度の役員の話し合いにより決定される。幹事総会では、父母の会活動・運営に関する事項を議決し会員総会の承認を得る。
- (3) 新年度の学級幹事は、公募とし新年度第2週までに選出する。
- (4) 小学部一年・中学部一年の学級幹事は、入学日当日に決める。
- (5) 幹事が任期内に欠員した場合、後任者は任期中の幹事が決定し、会員に報告する。
- (6) 幹事が決定していない新年度の電話連絡は、前年度の電話連絡網に従う。
- (7) 学級幹事の交通費は、請求に応じて規定「役員についての(8)」に従い支給する。
- (8) 学級幹事は、「父母の会会則、第五章、第2条(3)」に基づき、担任教師と学級の会員との意思疎通を図る。
- (9) 学級幹事は、学級内の会員をまとめ、学級集会・学級懇談会等の企画・運営を行う。尚、ボランティアを募る場合は、学級幹事が任命する。
- (10) 学級幹事は、親子サークルの活動をおこなう。

4. 幼稚部について

- (1) 学級幹事は、入園日当日に決める。
- (2) 「幹事について(1)(2)(5)(7)(8)(9)」に準じる。
- (3) 学校からの依頼事項等は、担任教師と相談のうえ決定・実施する。
- (4) 幼稚部学級幹事の父母の会活動については、各年度の役員が決定する。

5. 会計監査について

- (1) 新年度初頭会員総会時に、会計監査役を2名選出する。
- (2) 会計監査役は、半期毎の会計監査を行う。また、年度末の会計決算報告書に署名する。

6. 内規の改正等について

- (1) 内規の改定・追加・削除は、役員もしくは幹事総会の提案により、会員総会で承認される。

7. 附則

- (1) この規則は、平成12年4月1日から施行。

補足1 当番役員交通費支給額

活動内容	ガソリン支給額基準	
当番役員の登校、下校	片道のみ	50.00セント/mile
当番役員活動にかかわる移動	全行程	50.00セント/mile

改定履歴

改定日	改定内容	改定理由
2004年4月	内規を本内容にて明文化	
2005年4月	付表3、当番役員交通費支給額変更。 35セント/mile⇒40セント/mile	ガソリン代高騰による。 平成17年度第一回会員総会にて承認。
2006年2月	役員選出について、次を変更。 付表1の役員選出における免除申請可能者を変更（役員経験者、現職理事および教員以外を除外）	免除申請可能者が多く、父母の会役員による審査の手間が膨大であったため、抽選による当選辞退者は選出後に総会において除外理由を明確にしてもらい、その場で承認されることを条件とした。
	あさひ学園理事長経験者の当番業務永久免除	
	親子サークル活動を見直し、父母の会役員と幹事の担当業務として正式に繰り入れた。	
2006年4月	付表3、当番役員交通費支給額変更。 40セント/mile⇒50セント/mile	ガソリン代高騰による。 平成18年度第一回会員総会にて承認。